

旧

第6編 河川編

新

8-7-2 材料

1. 路面補修工で使用する材料については、第3編2-3-2材料、2-6-2アスファルト舗装の材料、2-6-3コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。
2. アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によるものとする。
3. 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
4. 堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用しなければならない。

8-7-2 材料

1. 路面補修工で使用する材料については、第3編2-3-2材料、2-6-2アスファルト舗装の材料、2-6-3コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。
2. アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によるものとする。
3. 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に**使用材料**に関して監督員の承諾を得なければならない。
4. 堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用しなければならない。